

○うるま市地域公共交通会議設置要綱

平成19年8月1日

告示第119号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、うるま市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次のいずれかに掲げる者とし、その区分及び所属については、別表のとおりとする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 住民又は利用者の代表者
- (6) 沖縄総合事務局長又はその指名する者
- (7) 道路管理者

- (8) 交通管理者
 - (9) 学識経験者
 - (10) 関係行政機関の職員
 - (11) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、会長は第3条第1号の委員をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

2 交通会議の議事は、原則、全会一致をもって協議が調ったものとする。

3 前項により難しい場合は、前項の規定にかかわらず、出席した委員の過半数の合意をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 委員が交通会議に出席できない場合は、当該委員が指名する代理者を出席させることができる。この場合において、当該代理者を委員とみなすものとする。

5 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により交通会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって意見することができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

7 交通会議は、原則として公開とする。

(書面等による会議)

第7条 会長が必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法(以下「書面等」という。)によって、委員の意見を求めることができる。この場合において、書面等による会議を交通会議に代えることができる。

2 前項の書面等による会議においては、前条第1項から第3項までの規定を準用する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 申請内容その他交通会議の運営に当たり必要な事項を調査審議するため、会長が必要と認めるときは、交通会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員は、会長が指名する者及び交通会議が必要と認める者とする。

3 専門部会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

4 専門部会は、調査審議した事項に関して交通会議に報告する。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、都市建設部都市政策課において処理する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月10日告示第121号)

この告示は、平成30年7月10日から施行する。

附 則 (令和3年6月1日告示第132号)

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月16日告示第177号)

この告示は、令和3年7月16日から施行する。

附 則 (令和4年9月1日告示第215号)

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月24日告示第162号)

この告示は、令和5年7月24日から施行する。

別表 (第3条関係)

うるま市地域公共交通会議 (法定協議会) 委員名簿

	区分	所属	備考
1	会長	うるま市副市長	
2	委員	一般社団法人 沖縄県バス協会	
3	委員	一般社団法人 沖縄県ハイヤー・タクシー協会	
4	委員	沖縄バス株式会社	
5	委員	株式会社琉球バス交通	
6	委員	東陽バス株式会社	
7	委員	平安座総合開発株式会社	
8	委員	石川タクシー合名会社	
9	委員	日興タクシー合名会社	
10	委員	勝島交通合名会社	
11	委員	美星タクシー合資会社	
12	委員	私鉄沖縄県労働組合連合会	
13	委員	うるま市商工会	
14	委員	一般社団法人 うるま市観光物産協会	
15	委員	社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会	
16	委員	うるま市PTA連合会	
17	委員	うるま市老人クラブ連合会	
18	委員	NPO法人 バリアフリーネットワーク会議	
19	委員	内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室	
20	委員	内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課	
21	委員	内閣府沖縄総合事務局北部国道事務所	
22	委員	沖縄県土木建築部中部土木事務所	
23	委員	うるま市都市建設部	
24	委員	沖縄県うるま警察署交通課	
25	委員	沖縄県石川警察署交通課	
26	委員	学識経験者	
27	委員	沖縄県企画部交通政策課	